

# 続・真説新憲法制定の由来

三 枝 茂 智

## 一、序 説

## 二、人間マッカーサー

## 三、第九条幣原創意提案説の嘘

## 四、祖国の投降は有条件的降伏である

## 五、第一条を繞る虚構と隠されている眞実

## 六、僭主私陛下と憲法的植民地

## 七、吉田茂、ホイットニーとなり、秦桧と化す

## 八、結 論

## 一、序 説

筆者が昭和四十一年三月、本誌第四号に拙稿「真説・新憲法制定の由来」を上梓し得てから、約二年の歳月が過ぎ

続・真説新憲法制定の由来

た。筆者の経験、科学する心、直観は、マッカーサー単独の第九条・幣原創意提案説に絶対の拒絶反応を示した。筆者は起ちあがり、暮年ならずして、マ大将の右説の偽を完全無欠に科学的に立証し得たが、右第九条が、新憲法はたまたま占領政治の一端に過ぎざるが如くに、間もなく右マッカーサーの偽も、全く冰山の一角に過ぎないことが知れ、筆者はマッカーサーを「世界史上最大最多最明白、最凶最惡の嘘つき男」、同胞民族を「嘘の繭の中の蛹」と断定せざるを得なかつた。山積したマッカーサーの露天掘りさえ出来る嘘の山の一木一草さえも見抜く者が、同胞中に居ないのは、嘘の繭の皮を、マッカーサー自身だけでなく、祖国を裏切った大勲位・吉田茂・秦桧と幫間高柳賢三の重なる三層が部厚く構成しているからなのだ。

かかる民族的大義と国家の大本に関する至上の歴史的問題を、筆者に客観的に立証闡明し得せしめたものは、その後、ジユーリスト誌上に登載された極秘のラウエル文書第一乃至第二十五、M・ボール手記「マッカーサーと対日理事会」、L・モートン稿「軍服を着た自己中心主義者」を始め、グルー、スチムソン、トルーマン、ハル、バーンズ、ポートン、マックネリー、ブレーカスリー、ディーン、ガンサー、シーボルト、マーフィ、ウイロービー、マッカーサー回想記、その他の資料である。これらを読破した結果としての最近の拙稿は、「外交春秋」誌上、「マッカーサーと改説者に痛い新旧資料」、「オップラー覚書とラウエル文書第五・第八など、附解説」、「憲法研究」誌上「憲法調査会の躰石を指摘し、非日教授官僚グループの存在に及ぶ」等々、集積して二十余編となるに至つた。<sup>(1)</sup>筆者はそこに積もつた眞実の最高峯の頂きに立つて、「真説新憲法制定の由来」を増補強化再確認し、以つて日本歴史の基礎的核心(Grund-Kern der Geschichte)に墨りなき光明を投じ得ることとする。

凡そ、同胞のひ弱な資質を衝いて、祖国の大恩人グルーは「彼らは団体訓練や規律に慣れ、権力的指導にはか弱く、聊か羊に似ている」と言い、ブレーカスリーは「日本人には権力者には大した反対なしに服する習慣がある」と言い、シーボルトは「一般の日本人が世間に広まつた意見には迎合しがちな傾向を持っていた」と言い、ボートンは「自分達を支配する権威にはどんなものであつても(!)、従がおうとする伝統的な訓練と慣習……が占領の平和的展開に貢献した」と書いている。筆者は以上を多く肯定するに吝かでないが、それは「平和的展開」を革命的・国耻的展開と修正した上でなければならぬ。猶又異口同音に本郷茂徳外相は、同胞が、同じことを云つても、西洋人と自国人とは、西洋人の言葉の方を撰むを遺憾としていた。剩え軽浮な吉田茂さえ、共産主義に触れて、日本人は外国人の言葉を信用し過ぎると指摘していた。吉田が果して大兇敵に対し彼の言の如く振舞つたか？　彼の云う「典型的アメリカ人」たるマッカーサー一味が「本質的な善意」を運んで来て、日本人の協力に会したとの言葉が果して、真正善であるかどうか？　この彼の榮辱の岐るる点は、甘き権力に媚びへつろう者をふみ越えて、徹底的に改めて追究剔抉されねばならない。古哲は「政を致すの術は先づ四患をしりぞ（屏）く、一に曰く、偽。二に曰く私。三に曰く放。四に曰く奢。」と教えている。マッカーサー個人の自己中心主義から発した「情け用捨を知らない野心」の核爆発から生れた「法体系」と言う戦勝記念碑を「奢」と見るとき、マッカーサーの四患は、悉く祖国に新憲法と一所になつて定着していく、吉田茂はその番犬となつてゐるのではないか。これこそ「日本はこれでよいのか」と憂うる愛國者の死活的・民族的一大課題であらねばならぬ。

## 二、人間マッカーサー

筆者は、ゲインの重要視すべきマッカーサー評中に「彼が極端のみを示唆した」と言える言葉に危懼を抱き、それに「常を棄つれば妖起る」との格言を追加しておきたい。トルーマンが、マッカーサーを世界一の自己中心主義者と指摘し、その性根が日本に来て発芽し、マッカーサーが自己が大統領よりも偉大なりとしたこと、又マッカーサーの偽に触れて、「彼は誰ひとりアメリカ人を欺き得なかつた、まして」の自分をや」とテレビ放送していることに読者の注意を喚起したい。

ガンサー著「マッカーサーの謎」(Gunther, Riddle of MacArthur.) は憲法制定に絡む眞実に透徹せず、その記述も簡単であるが故に、遂に、マッカーサーの嘘を一つも発見するに至らず、従て、マッカーサーの謎をとくに至つてはいない。けれどもさすがに内幕物の大家らしく、マッカーサーの性格、言動に就て駭目すべき記述を提供している。仍て筆者の取上げている当面の課題を追及せんとする学徒は必ずや本書を一読して学益を得る所がなくてはならない。彼に従えば、一面マッカーサーは、軍人階級に属するけばけばしい体臭、芝居がかつた演技の過度、余りにも危険すぎる人物の故に本国人にきらわれた。他面彼は、宗教心が厚く、正義感が強く、純粹に高貴な人物で、名譽心、道義的勇気、理想に対する献身を持っていた。以上はマッカーサーが善に強い者は、惡にも強いと云う逆説の示す「重人格の所有者だと云う」とを示している。孰れの側が日本の占領政治中に核爆発を遂げたか、メスを突きあすべき急

所は近く茲にある。またガンサーに従えば、マッカーサーは「太平洋のシーザー」で、シーザーとの相似点は次の如く顯著である。

本国から長期に亘り不在であった点、自分の階級に隸属していない点（三枝曰く、これはL・モートンの云うが如く、マッカーサーが同僚をだし抜く単独行動に出で、上司に挑戦するを立身出世のテイクニックとして使い成功したことを指す）、その強い意思、横柄な態度、自己陶酔症、歴史への深い興味、偉大な軍事的手腕及び勇氣、なまけ用捨を知らない野心（merciless ambition）をまじえた愛国心、被征服民族を利用する能力、行政能力、後世へ法体系を残しておきたいという欲求、仁慈なる專制政治への趣味等々（Riddle, p.12）。

マッカーサーは自分のお筆先である新憲法、特にその第九条を一切の誇るべしの内の最高の誇りとし、改正など夢にも思わなかつたと推せられる。仍て朝鮮戦争で完全無防備乃至「柔軟地帯中の柔軟地帯」たる日本の再軍備が不可避となつたことは、彼にとり最大の試練であつたが、吉田茂の積極的な協力により憲法の定着と再軍備—吉田の所謂戦力なき軍隊—とを確保した。吉田は殆んど狂信的尊崇（fanatical reverence）をマッカーサーに捧げていたから、マッカーサーはその獲得せんとするものを必ず克ち得た。大将が改憲をやむないから、吉田はそれに順応して、やらなかつたまである。按するに、早期講和も、吉田の宣伝するように、マッカーサーの愛他主義から出たものではなく、自分で占領政治をやり、そして平和条約に漕ぎつけ、後任司令官の任命を避けたい為と見られる。マッカーサーは専門の領域では偉大であったが、それ以外の領域では極めて偏狭で騙され易く、且つ不思議に幼稚（“narrow, gullible and curiously naive”）であり、政治と報道の世界では特にそうであった。彼は又小心翼々たる人物で、些細

のルームを手許に留め、夢中で弄び、遠来の客を帝国ホテルでなければ、どのホテルに泊めるかまで指図した。(Riddle, pp.55-57)。もう一つ顕著な点は、マッカーサーがウイロービーを始め部下をあくまでかばい、返報として絶対忠誠を要求し、天下を私となし、GHQを明に妖怪変化の伏魔殿としていた事実である。筆者は全吉田語録の分析を試むる学者が、マッカーサーに対する吉田の反応を誤解する上に於て、以上の記述を牢記せられんことを望んでやまない。さればマッカーサーも、吉田も法外の野心はこれを逞しくしたが、共に一面、他愛のない驕われ易い小児病患者、自[口]陶酔症患者であつたことが浮彫りやれて」よう。

ブルタルコスは「人間の自然な姿は、屢々ちよつとした機会、ふともらす言葉や、動作の方に、はつきりあらわれるものだ」と言った。マッカーサーをポートン、マックネリー等のいわゆる「個人的支配者」即ち僭主と見る筆者は、ガンサーの最も興味ある一挿話を省略してはならない。民主主義の使徒らしくボ宣言を蹂躪して日本の国体を破壊したマッカーサーは、印度人の手紙を愛玩し、人々に誇示し、是非見せたい友人には郵送して届け、且つ取り戻したのだがその宛名には驚く勿れ、次のように書かれてあった(Riddle, p.24)。「れいそ吉田秦桧、高柳邦間等の新偶像として同胞に示す男の真姿なのだ。

ルの上もなく仁慈なる陛下

くるお日よりの友人

ルの上もなく貴顧なる

マッカーサー大将閣下

軍事総督、王冠を戴ける日本國国王

だが、マッカーサーとその望む護憲、定着の番犬吉田茂（その立証は第七節）と云う両人の第一修者（家康公の言葉）をして、吐血絶命せしむるに足る証言としては、蓋し、M・ボール手記「マッカーサーと対日理事会」及び、L・モートン稿「軍服を着た自己中心主義者」に越すものはないであろう。対日理事会における大英帝国の代表者たりしボールは珍らしくも空谷の跫音を発し、マッカーサーの「嘘」について体験を語り、義憤を含んでマッカーサーを咎めている。右の短篇は、「嘘の声明」を始めとし、「あまりにもかけ離れていた」「きわめて漠然とした類のもの」「事実とかなり相違している」「誤解を招くような声明」「將軍の言葉の信じ難いこと」「独りよがりの声明」「納得のいかない扱い方」「綺麗事」「人を惑わす声明」「架空の声明」「ファイクション」「作り話」「秘密」「しまかし」など三十以上も嘘という言葉で代換できる表現で充たされている。その内容は筆者の「世界史上最大最多最明白、最兇最悪の嘘」と瓜二つである。詳細は譲らず、拙稿「占領政治における三人の主役」に徴<sup>(註1)</sup>せ。

マッカーサーとその分身ともいはぐき吉田茂に致命傷を与えるものとして、M・ボール手記に次ぎ Louis Morton, Egotist in Uniform. (Harper's Magazine. Nov. 1964.) の一短篇がある。この一文はモートンのマッカーサー回想記 (Reminiscence)・書評であるが、氏のマッカーサーを「最高の自己中心主義者」と規定した上で、マッカーサー人物評は実に辛辣を極め、賊将僭主マッカーサーをして、吐血絶命させずには措かない。

「孤独の狼」の悪名高きマッカーサーは、モートンに従えば、かの虹部隊の例に見る如く、同僚に異を立て、単独行動を好み、上司に挑戦することを立身出世の戦術として、専門の分野で成功して來た「余りにも危険な人物」(ガンサーの言葉)なのだ。元来ホイットニーのマッカーサー伝(MacArthur, His Rendez-Vous with History.)はボスが自叙伝を書かないと云う諒解の下に書かれていて、回想記とは必然的に重複する。仍てモートンが双方を比較対照していくと、両人の「私」と「彼」が混同して見分け難くなり、はては両人が同一人("one and the same person")に昇華して行く。と思うと違うヶ所もあって、ホイットニーが自分は厚木に始めて着陸したとき、息を呑んだと記述しているのに、そこをマッカーサーの方は、「全世界が息を呑んだ ("The whole world was holding its breath")」と記している。マッカーサーの自叙伝は、九年間もつれそった不品行の女房に就ては、名前すらも誌していない。この男はいかにも世界第一の自己中心主義病者らしく、回想記中、太平洋戦争で彼以上の役割を勤めたニミッツ提督にも、統合参謀本部にも聊も言及していない。この男が太平洋統一司令部の設置を躍起と主張したのは、勿論自分がその長官の地位に野心があつてのことだ、中央政府はアーノルド大将の処遇や、海軍の反対に困り切り、一度はマッカーサーをモスコー大使に転出させと云う案さえとび出した。マッカーサーは、トルーマンが歴史と歌舞伎劇(historionics)との区別を辨ぜないと軽侮したが、その点ならば、マッカーサー自身の方が比較にならぬ程ひどい。マッカーサーの以上の重大弱点は、回想記の暗黒面を構成し、彼が重い偏執病患者であることを暴露している。この男は、驚くべし、一九六四年の四月に死去しているのに、七月乃至九月の交に自叙伝に約十頁を増補し、勿論一身同体のホイットニーの仕業とおぼしく、死んだ後までも、嘘インチキを働いている。かくて彼自身(三枝曰く、一方は人獣悪魔、妖怪の

彼、他方は正常心のアメリカ人の彼)は常に彼の最悪の敵であった。(“He was always his worst enemy”)<sup>o</sup> 旁々他的回想記は、彼の名声に加うべき何ものをも含みおらず、彼をとりまく諍争に唯新規の油を注ぐに止まない。彼に対し批判的な人々は愈々この本の中に「最悪の危懼の確証」(“confirmation of worst fears”)を発見するだらう。彼は彼の言葉ではなくて彼の行為によつて記憶されねばならない云々。

筆者は夙にに G H Q における「マッカーサー」の中に「不祥の妖氣」(親房卿の言葉)の漂うを直観し、彼を容易に世界史上最大最多明白、最兇最惡の嘘つき野郎と実証し、進んで「奸雄マッカーサーを読破し、回想記・憲法の節の偽瞞に照明をあてる」(外交春秋一三〇号)を世に問うたが、天佑ともいふべきモートンの一文は、右拙稿を裏書きして、頗る余りがある。かかる大兇敵・道徳的侵略者、護持と見せかけて国体を破壊した海賊的僭主を、救世主、神の子、大恩人、大天使の如く讃え、それを同胞に常に押しつけ、「狂信的尊崇」と純忠赤誠を捧げて止まない売降者・吉田大勲位・秦桧よ！ 以つて奈何となす？

デイーンに従えば、スターリンの率いるモスクワの官界は、百十億弗の無償贈与を受けるのに唯猜疑一色(suspicion)に塗り潰されていた。吉田茂の率いる東京の官界は、兇敵の道徳的侵略、民族的生体解剖を前にして、唯感恩報謝にむせんでいて、その余彼は永久に絶えないだらう。唯一あきめくらのイエス・マン官僚中に、具眼の士がいた。宮沢喜一氏は、その著「今日の日本と明日の日本」中で、「新しい天皇」に拝謁した体験を語り賊将を俳優と貶し、その演技を冷笑していた。その上氏は「東京一ワシントンの密談」中、明に人間マッカーサーに触れ、次の断案をしてゐる。

ここで一番問題になったのは、マッカーサーという占領者の物の考え方である。当時彼は日本の事は自分が引受けた、自分が引受けた以上、本国である米国から余計な口出しがさせないと、一種の気位を持つと同時に、日本の政府や、国民に対しても、あたかも自分が新しい天皇として君臨するが如きボーナスを好んでとつていた。私自身それ迄にいわゆる司令部の内部をかなり知るようになり、おべつか使いの取巻き軍人達が、いかに彼を雲の上の存在にしているかをしばしば感じたし、又直接彼に会つて一時間近くいわばご高説を拝聴した時も、かなり偉い人だという印象を一方で持つと同時に、他方で、いかなる形ででも、自分に向けられる批判には極端に神経質で、自分は神聖にして犯すべからざる存在だという自負は、もし昔のプロシア皇帝に会つたらこのように不愉快であったらうと思わずにはおかぬものがあった（東京一ワシントンの密談四〇頁、筆者圈点）。

以上だけでも、最早同胞中、人間マッカーサーに関し、吉田・高柳流の幻想を抱き続ける者はあるまい。この世界の自己中心主義者、太平洋のシーザー、新しい天皇、王冠を戴ける日本國国王、余りにも危険なる人物が、自己陶酔症偏執病を擁し、アジア最大の権力を握つたと自負し、情け用捨を知らぬ野心を逞ましくせんとし、自己の法体系即ち自由アジアの大憲章を後世に遺さんとし、同身一体の宦官ホイットニーをしてトルーマンとその側近を「最悪の邪魔物」と貶し去らしむるとき、グルー、チャーチル、蔣等の起草したポツダム宣言と天壤無窮の皇位制とが莫須有の惨禍に見舞われることは期して待つべく、モートンの所謂「最悪の危懼の確証」は最悪の現実の確証となり、蛇愚裸死・魔苦痴詐自身、自分自身、アメリカ及び自由アジアの最悪の敵となり、スターリンの最良の同盟者となつたのである。請う、これを爾後の論理的發展に徴せ。

### 三、第九条幣原創意提案説の嘘

本誌第四号、拙稿、真説・新憲法制定の由來の節別に従うことは筆者の運筆に頗る好便である。その『第三節六一五頁』は既に委曲を尽しているが、筆者は今新資料を以て無限に旧稿を補強することが出来る。人盛んなければ即ち天に勝つとかや、これはマツカーサーと吉田茂の謂であった。天定って而して後人に勝つとは筆者の謂である。余は自信に溢れ、天佑を感謝し、賊将の克服に歩武を進める。

前記第六頁に「前記三人の壳降者」とあるは、第二頁にある細川隆元氏を含めてのことである。筆者は旧稿中で、細川氏が幣原総理は「マア・全閣僚をだましていた」と言えるを咎め、「マア」とは何の意か説明せよとめ寄り、幣原総理が嘘をついたとなすに対し、幣原翁に対し謝罪せよと要求しておいた。筆者は今以上の前言を再確認し、高調する。細川氏は他のヶ所で、マツカーサー（神聖不可侵の海賊的僭主）は嘘つき (liar) であり得ないとなし、その反動として、一新聞記者の一場面における印象を取上げて、幣原翁を嘘つきと断定している。だが幣原翁が「それと言うのはまだ早い」「生々しいことは後の機会に譲る」と謝わっているように、翁は悪魔的賊将を前にして自閉症にとぢこもっていたのであって、今やマツカーサーのライヤーであることは白日の下に晒されている。疑う者は請う、M・ボール手記に徵せ。又「外交五十年」の二二三頁に魔力の語があるに徵せ。前記第八頁に載せてある旧拙稿「憲法第九条はマ元師の創作だ」の内容は、高田元三郎委員により制定経過小委員会に報告されている。そのとき高柳会

長は直に言をさし挟み、誰が先に言つたか、誰が後に言つたか、わかるものではないと既成概念を押しかぶせ、眞実闡明の機会を葬つてゐる。右高柳の発言は、吉田茂が、あれはマッカーサーが先に言い出したものと公平を装いながら、一転して両者間に「意氣投合」があつたとして、マッカーサーの嘘をかばつてゐるのと一致してゐる。この事は吉田・高柳間に交流があり、吉田大尽が旦那で、高柳が幫間であることを曝露してゐる。

前記第十二頁中マッカーサー草案が不存在の建前にあることに就ては頗る強化の余地がある。マッカーサー回想記、マッカーサーの分身たるウイロービーのマッカーサー伝は共に明白に不存在の建前を取つてゐる。例えればウイロービーはマッカーサーの三原則が日本側に移牒されて大問題となり、その三原則の受諾が聖断により決せられ、その後日本双方の専門家が合同してあの要綱案を起草したとなしてゐる。ホイットニーはそこ迄で大胆に嘘を言いはる立場にない。仍て一方政治的再編成の附属書からはマ草案を削り、他面マ草案は声明、勧告、諸原則、お手本、入門書、モデル、型、海図、指針などとアリバイ工作に忙わしい。だがその彼すら余の断案の肥料となる外、行き所はない。最後にラウエル文書第八その他に従えば、秘匿不存在の建前は出発時からの方針になつてゐる。更に吉田茂は二十二年の二月十三日と二十一日にマ草案を秘匿不存在の建前とすることに付、ホイットニーに同意協力を求め、全く敵側の思う壺に嵌り、諒承を得てゐる。マ草案が不存在の建前にあることは、日星の如く、筆者はこれを世界史上最大最明白の嘘と名づけるのであるが、かかる不始末を放擲して顧みない、両人の第一修者（家康公の言葉）の自己陶酔症は極めて重態と云うべく、彼等はカクレンボに興ずる幼年者の小児病さえ抱えていたのだ。

前記第十三頁に関し、筆者は第九条幣原創意提案説が、國務省、統合參謀本部その他ワシントン中央政府を欺き、

バーンズ条約案を消す為に、マッカーサーにとり是非必要であったとの動機理由を再確認して置く。この事はマッカーサー草案不存在の建前に就ても同一轍で、これも中央政府を欺くためであったのである。かくてラウエル文書第八に示された日本人の自家製と世界に布令することにする大方針は貫徹されていたのである。

深層心理学的解説を應用すれば、表見の事実とは正反対に、幣原總理の「腹の中」即ち幣原提案説拒絶の確証となりうる青木参考人の長い証言に就ては、既に必要にして充分以上の挙証が得られているので、茲に反覆せない」ととする。<sup>(註2)</sup>その後筆者は天下無敵のそしてマッカーサーを吐血絶命せしむるに足る新資料を入手している。

第一に新憲法制定当時のアメリカ國務省日本課長ボートンは、その著 *Japan's Modern Centuries* 中で戦力戦争放棄の原則はマッカーサー自身の示唆に出づるものであると書いている(シユーリスト第三五三号一一六頁)。読者はガンサー、ホイットニーに従ひ、マッカーサーにありて示唆が命令であることを銘記せねばならない。

以上の全挙証を以て、兇敵マッカーサー撃破の為の一〇三高地を十全に確保した後のある日、筆者は吉田茂に詳細の手紙を書き送った。筆者は、青島守備軍民政部事務官當時、濟南府に於て、後外務省官吏當時、ロンドンと東京に於て、吉田と面識を持つたが故に、この挙は国事に関心を持つ者の当然の責務であった。吉田の返簡のまん中には「誰の考案であろうといふ事はよいので、今更本家争いは無用と存じおり、仍て賛否差控え申候」とあって、彼の固定観念から来る拒絶反応の噴射が認められた。それでも筆者は「象徵即非元首」に関する吉田の売国的暴言を疵い、「憂国の烈士暮年の壯心に善処分を囁き望しておいた」。<sup>(3)</sup>吉田が士へり下ることをなさず、万世の寂寥を取つたのは憐むに堪えないが、彼の大逆に起因する祖国の倒錯と惨害は到底忍ぶことが出来ない。これ余が終世彼を咎めて決し

てやめないのである。

昭和四十年五月、拙稿「奸雄マッカーサーを読破し、回想記・憲法の節の偽瞞に照明をあてる」が（外交春秋一三〇号）、マッカーサーに道徳的逆征服の痛撃を喫せしめてまもなく、中央公論八月号誌上にマクマホン・ボールの特別寄稿「マッカーサーと対日理事会」が現われた。時期はまさにマッカーサーの死去により世俗的タブーが消えた直後に当り、引退後も猶その回想記に図々しい嘘を陳列し続けるマッカーサーに明に義憤を感じての反撃である。その中でボールは吉田茂の見解「二人が大に意氣投合したということはあつたろうと思う」と言うのに反撃するかの如く次のように書いている。

ある日、私はマッカーサー将軍ときし向いで話していたが、お互ひの会談の公式議題に関する問題を片づけると、マッカーサー将軍は、幣原男爵との最近の会談（筆者曰く、勿論昭和二十一年一月二十四日の二時間余の会談）に話を移した。その会談の際幣原男爵は日本が軍隊をもつことを許すという案があるがどうかをマッカーサー将軍に質問したというのであった。（筆曰く、幣原喜重郎は立証済の如く、空想的平和論者ではなくて、「実際的平和論者」であり、「平和を欲せば戦争に対して用意せよ」と考える学派に属し、側近の白洲氏に「国として軍備がないということは考えられない」と反覆していた人で、第九条の原型の提案者となるが如きことは絶対にあり得ず、その彼の面目は玆にも躍如としている）マッカーサー将軍は私に「自分はそこで、いかなる場合にも、いかなる種類の軍隊も許さないだらうときっぱりと答え、さらに続けて幣原男爵にもし軍隊の永久的禁止が新憲法に盛りこまれれば、非常に結構だと思うと示唆した」と話してくれた。

以上のボールの証言を幣原總理一人への「第四段懷柔獻從」に打ち当てるとき、人間マッカーサーの面目も亦躍如として来る。一面彼は本国の「最悪の邪魔物」を欺き、バーンズ条約案を廢する為に第九条幣原提案説の嘘を是非必要とした。他面彼は彼が後世に誇りを以つて遺さんとする法体系—戰勝記念法典碑—の尖塔たる第九条—以て天下を聳動するもの—が、マッカーサーのものであるとの真実が紛更されるのは真平であり、オズワルドの児弾のように、全世界にはつきり知れ渡つてほしいのだ。この大矛盾は「王冠を戴ける日本國國王」の「朕は欲する」小兒病の一大発作なのだ。右発作はマーフィの証言する次の発作と呼応して、第九条幣原提案説の犯罪的大嘘を不動に確立する。

私（マーフィ大使）はマッカーサーに日本についての質問を一つした。……その質問は、一九四七年五月に批准（sic）された日本國憲法のうちのあの驚くべき条項、つまり日本の再武装を「永久」に禁止したものについてであった。……それで私は、一九五二年のこの時になつて、この戦争反対の条項についての彼の意見を敢て質問したのである。

私はそれ迄に憲法の第九条は、東京のマッカーサーの幕僚が、コートニー・ホイットニー將軍の監督のもとに、日本人と相談して考えだしたのだ、という情報を入手していた。が、私としては、あの条項のいかめしい言葉について、權威ある説明を聞きたかった。それこそが再武装問題の核心であった。マッカーサーは激しい口調で、彼の軍政府の職員は第九条とは何の関係もないと否定し、武力の禁止は全く日本人のやつたことだ、おもに幣原喜重郎男爵の仕事だ、というのであった。

しかし後になって、東京で幾つかの疑惑が私の心に生じて來た。と云うのは、日本へ來てから私はこんなことを

聞いたからである。つまり朝鮮戦争が起るよりも前のこと、日本へやつて来たアメリカの出版業者の一団の為にマッカーサーが昼食会を開いたが、その席で元帥は、日本でのアメリカの政策について論じた揚句に、もしもいつか自分のために記念碑が建てられるようになるとしても、それは自分の勝利のためでなく、また自分の成功した日本占領のためでもなく、日本国憲法の第九条のためであろう、と断言したということである。

かくてマッカーサーに対し怪疑を懷き、そして「この明白な矛盾」に到達したマーフィの発見は、M・ボールの「將軍の言葉の信じ難きこと」「嘘の声明」「作り話」等の断定に吻合する。それはモートンのマッカーサーは言葉ではなく、行為で記憶さるべきだと結論に吻合する。重積した証拠は、筆者が夙に下した「第九条に関する幣原創意説はマ元帥の誑かし、捏造、嘘に過ぎない」との断案を絶対不動に確立している。残された興味ある問題は賊将がかかる虚構の嘘を吐いた「動機と理由」であるが、それは「最悪の邪魔物」たるトルーマン行政府特に國務省を欺き、武装解除、非武装化に関するバーンズ条約案を葬り、以つて自分の「法体系」を後世に遺さんとした自己中心主義者、危険人物の仮借なき野心の発露である。<sup>(註4)</sup>

#### 四、祖国の投降は有条件的降伏である

高柳・憲法調査会としては、自由に虚心淡懐に、そして科学的に且つ客観的に、祖国がボツダム宣言を受諾したことにより、有条件的降伏したのか、それとも無条件降伏したのかを検討すればそれで足りた筈である。奇怪千万なるは、

事そこに出でやして審議の経過と結論が示す通り、彼等は恰も彼等が始よりマッカーサー從て又吉田茂に傭役されてでもいるかのよう、マッカーサー憲法を有効化、正当化し、聖域にかくも為に既成固定概念を以つて本問題に臨んだ態度である。そのことは充分前節にも当て嵌ることだが、本節の余の攻撃目標たる「無条件降伏は敵として維持された」との誤判に入るに及び彼等の偏執は愈々克明となる。事の妙に至れるは、前述の「自分達を支配する権威には、どんなものであつても従がおうとする伝統的な訓練と慣習」の影響もあるが、陰に動く売国的精神の流れを見落してはなるまい。この結論は本稿を含む筆者の全三枝語録から帰納されてくる。

カサブランカにおけるルーズベルトの声明は「大統領及び首相は……世界の平和は日・独戦力の全部的消除（“total elimination of . . . war power.”）」よひてのみ招来され得るといよいよ決断した。このことは本戦争の目的を日・独・伊による無条件降伏という言葉で現わす簡単な公式を含蓄している云々」と言つてゐる。一見して戦力の全部的消除が無条件降伏と同義語に置かれている。陸軍長官スチュワードの評価として日本に猶五百万の陸軍と相当の空軍があり、本土決戦に当り、百万以上（マーシャル大将の評価は死者だけで五十万）の死傷者を出さしめる可能性あるに於ては、有条件的降伏となるは必定にて、それを知るが故に長官は宣言を無条件降伏と「同等のもの」又は「匹敵するもの」とのみ呼んだのである。

筆者は高柳・憲法調査会の「無条件降伏の条件」と云える不能概念の出典を求めて、入江啓四郎教授の調書（以下入江調書と呼称す）「制憲工作の国際的背景」に辿りついた。この調書は、(1)「無条件降伏の条件」という不能概念を与件とした誤謬、(2)日本が頭から(a)「日独戦力の全部的消除」即ち「戦争目的たる無条件降伏」と定義したルーズ

ベルトの無条件降伏・政策と(b)ポツダム宣言との二つのものを受諾したとの突飛な誤判、(b)曳てポツダム宣言は「日本占領管理の基本方針」(入江調書一四頁)を規定した第一義的の謂はば行政協定の如きものであると勘違いしてい る誤謬の三点を含み、学問的批判に耐え得るものではなく、没書とせらるべきものであると私は断言する。

入江調書に従えば「敗戦国の国家改造をも企てる」「無条件降伏に関する具体的条件」(?)はグルー草案、スチ ムソン覚書を経て、ポツダム宣言の発布に及んだ。それと同様に「白紙の無条件降伏であると一定条件の無条件受諾(?)であるとを問わず第二次大戦後の降伏は無条件降伏であつたと、混乱の内からはつきりした独断が導き出され る(同上一二一一〇頁)。その基礎に立つて入江氏は、「日本占領管理の基本方針に関する同盟国共同宣言案が……や がてポツダム宣言となつた」となし、同宣言を降伏後の第一階梯たる占領管理方針を定めたいわば行政協定の如きも のに貶し、そこでの陶酔から「日本の無条件降伏条件」と云う熟語をでっち上げた(同上一四、一九頁)。かかる愚劣な 論理と誤判が、憲法調査会員の何人によつても排撃されず、暫時愛玩され、「無条件降伏及び無条件降伏に基くポツ ダム宣言」と云うが如き熟語を産み出したことは、亡國序での再亡国の悲劇と云うべきである。驚くべきは、かかる 悲劇が、祖国に於ては陽気なメリーハイドー喜歌劇のような軽浮さを以つて語りつがれていることである。因に入 江氏は「マッカーサー草案は、国会という瀘過装置を通じて、全的に日本国民に消化されたのであって、新憲法とし て実施されたときには、もはや完全に日本自身のものとなつていたのである」(中央公論、昭和三十一年五月号)とマ ッカーサー治下の憲法普及会の手先のように、僭主私陛下の讃美歌を歌い、敵将の欽定憲法の有効定着を高調してい るので、彼の戯論も故ある哉と云うべきである。

憲法調査会が折角でつち上げ、玩弄した前記の不能概念を一排して、「交渉のない降伏」と言う定義に乗り換えたことは必然の成行きながら、少くとも一度は電報交換による交渉があつたのだから、これも到底頼むに足らない。仍て高柳・憲法調査会の起草委員たりし、佐藤達夫氏（日本国憲法成立史の著者）は、独自の「連合国側は条件を出したが、わが方は出さなかつた」という即席料理に再び乗り換えている。かくてはポ宣言第十三項に定むる「軍隊の無条件降伏」という文句がなくとも、ポ宣言の負担内容が遙に軽くとも、そして九月六日のアメリカ限りの「最高司令官の権限に関する通知」が無くとも、祖国は無条件降伏とされるので、これは定義でなくて、唯の陥落と見なくてはならない。旁々有条件的降伏論者の眞実の先覚高柳会長も、前記の三主張を合せて一本とはどう最負目に見ても審判出来ない。仍てそれら全部のたわ言が一擲されたことは、彼が「日本の降伏は通俗的には無条件降伏と呼ばれているが、法的に見ればそれは条件付降伏であった、降伏文書は國際協約の性格を備えるものであつた」と一枚舌を使い、一方有条件的降伏説の勝利を確認しながら、他方無条件降伏を揚言する吉田旦那の帮間らしく、民族を压制的「嘘」への隸従に投じて遁走しているのである。だが「通俗的」が嘘の代名詞に使われてること勿論である。

元來憲法調査会の「涉外調査に関する報告要旨」は國務省の公式見解第一二五四号をすぐ反芻して、「ポツダム宣言は無条件降伏ではなく、条件付降伏の条項を定めたものである。かくしてその条項は連合国と日本国とを法的に拘束する」と規定していた。その立言の双方の眞実たることをサンフランシスコ平和會議におけるダレス長官の演説が裏書きし、確認していた。<sup>(註5)</sup> 後日にポツダム宣言の著者グルーが、トルーマンに、ポ宣言発表の結果、無条件降伏の声明は無用（“useless”）になつたと答申したことも知れて來た。リーピー幕僚長に至りては、無条件降伏の概念が成立

するとも、日本が無条件降伏したとも夢にも考へていなかつたのである。

要するに幫間高柳の二枚舌「通俗的には無条件降伏」は、マッカーサーの押しつけの無条件降伏への非合法隸従、吉田茂の日本は無条件降伏したから何をされても仕方がないとの投げやりに媚びへつらつての出鱈目のたわ言である。それには通俗と云つても、農、工、商家、自由職業家、全サラリーマン、全工員全主婦は絶対に無関係で、それはマッカーサー、吉田の両第一侈者、及びその一ト握りの直属部下の純粹の官製品なのだ。かかる倒錯、眞実に対する反逆、國の大本に関する誑かしが、祖國に反噬の禍を齎さないとは筆者は夢にも信じないのである。

## 五、第一条を繞る虚構と隠されている眞実

### (1) わが立憲君主國体護持の完璧について

本節の中心的課題たる國体護持の完璧については既に余瀟なきまでに論証されているが、更に強化することはいとも容易である。

グルーは、無条件降伏に関するルーズベルトの声明の圧力を知るが故に、ポツダム宣言案を推進する際に、天皇制を廢止することは絶対に不可能なる故「この声明は無条件降伏という方針を修正するものと解することは出来ない」と慌しく高調し、それを強いて無条件降伏の解釈又は明確化と説明した。しかしマックリーシュの追撃に逢い、彼が「絶対無条件的約束」と呼んだ第十一項後文にある立憲君主制政府保持に関する明文の貫徹し難きを彼は知つた。こ

の時助け舟を出したのが、ハックワースで、彼は「われわれは日本国民に自らの選択する政府を作り出す機会を与えるつもりであることを述べるだけで足りるのではないか」と云つた。この発言が気に入つたので、グルーはハックワースにその見解を文章に書いて次回の省議に提出するよう命じ、またダンが近く始まるベルリン会議に出向くときは、この省議における討論を心に留めておくようにと云つた（憲資總第五十六号、三四頁）。ハックワースのこの介入は、グルーが踏切台とした蔣總統の意味した「連合国宣言」以来の公理たる民族自決主義への還元であつて、一度この主義を諒えれば、天皇制の安泰はその中に含まれていたのだ。蔣總統はかのバーンズ回電案に就て同意を求められ、わが意を得たりとなして直に賛同したのである。この蔣總統の親日的態度につき、マーフィは「蔣介石が李承晩のような感情的な反日の態度を持ち合わせていないことを知つて、私はこれでなければと思いながら、一驚した」と書いている。

われわれは、スチムソンがグルーと一心同体として動き、グルーの案を引き受けてそれを「陸軍省で先に起案した草案」と呼び、「國務省及び海軍省もこれに同意していると了解している」と附言していることに深く留意すべきだ。そのスチムソンはボツダム會議の七月二十四日、トルーマンに向い「日本人に対し天皇制を維持することを再確認する」ことが重要である」と述べ、しかし大方がグルーの「絶対無条件的約束」を削ることに一決した以上は止むを得ないから、「日本人がこの点でぐりつぶてているような様子のときは、外交チャネルを通じて口頭で日本側に保障してやるべく（“be reassured verbally”）大統領が慎重な配慮をするよう望んだ。そして大統領から「そのことは心に掛けており、気をつける心算だ」（“He said that he had that in mind, and that he would take care of it . . . ”）

との返答を得た。バーンズの顧問格で、この問題点に関心を払つたハルは、グール原案の第十一項の第一文から、わが立憲君主制を明示して認める言質を削る方に賛成した人である。だが、事後に一部始終を聞き知つたと見えて、彼はその著書中で「ルーマン大統領とバーンズ長官は、しかし天皇の統治権が、ポツダムで取極められた降伏条件を実施する連合国司令官に隸従しやねえすれば、天皇を保持してよ」と同意した」と書いてゐる。

(President Truman and Secretary Byrnes agreed to retain the Emperor, only if his rights to rule were subject to the Allied Command in carrying out the terms of surrender agreed to at Potsdam. The Japanese agreed.

Hull, Memoirs, Vol II, p.1594.)

バーンズ自身は、その著 “All in One Life Time” の中でバーンズ回電によれ、それは、(1)天皇と政府の権力が最高司令官に隸従すれども、(2)天皇が降伏条項に署名する(本項はイギリス政府の主張で削られた)、(3)天皇制の問題は日本国民の意思にまかすことを意図したとなした。この関係に於て、われわれは“バーンズがイギリス修正案をそつくり受諾した責任者である”ことを記憶する必要がある。それは許される限り “Japanese people” あるを “Japan” と修正し日本人民とあるを日本国乃至日本民族とかえたもので、以てアメリカ政治史の枠内にてペープルと云ふ言葉が含蓄する意味、即ち革命的人民、人民民主共和制、人民自決換言すればペープルと云ふ言葉の「人民民主読み」 「アメリカンボルシェヴィズム読み」の危険を排除したものであつた。そのイギリスの修正案に無留保に帰依したバーンズが「日本国民の意思にまかす」と云うとき、その事は如何なる意味の八月革命説即ち日本国国体の変革がポツダム宣言に含蓄されていたとの見方を排斥し、民族自決主義に合流するものであることは云う迄もない。

イギリス修正案<sup>(註6)</sup>に就ては充分に述べたが、まず第十項第二文が一点でグルー原案よりも強化されている点を力説したい。(回)導入された「障礙」と云う言葉は、眼前に横わる既存の具体的障礙しか意味しようはなく、大体軍部を狙つたものと見ればならず、そして(回)その除去は日本国政府がやらねばならぬこと("shall"は"must"である)で、マツカーサーやホイットニーやケーディスがやることは禁止されている。こうして「立憲君主制の發展を期する」グルーの初志が強化されていることに疑問の余地はない。その修正理由としては、チャーチルの重大な発言の外、ベヴァンのドイツを立憲君主国として残しておいたなら、第一次大戦は避けられたろうとの悔恨の述懐を示すことが出来る。次に第十二項は占領軍の引揚時期に関する規定で、憲法を一度改正するのでない限り、その末文は夙に筆者が力説した通り、改正憲法に基づく「自由且つ無拘束の選挙」を意味する外行きようがなく、平和会議に於てダレス長官は、その直前の総選挙から生れ出た吉田内閣を右末文の該当者と宣した。筆者の解釈とダレスの適用とは完全に一致して、余の前言の正当さを裏書きしている。以上の事実は一切の八月革命説、特にその本家本元正系たる三中佐の誤読に基くそれを破却するに役立つ。つき当る課題に対し、読者はまず以上のことを牢記しておかねばならぬ。

筆者が分析し尽したボツダム政治家語録は、わが立憲君主制の完璧に保持されたことを立証している(憲法研究第五号一二二頁)。それが高等且つ普通の常識なればこそ、マーフィ大使は「日本人はドイツ人と違つて、彼ら自身の中央政府と彼らの尊敬する天皇をそのまま保持することを許された」と書いている。シーボルト大使も「降伏後の最初の対日政策の条項によつて、皇位の継続と裕仁自身の統治の持続があらゆる実際的目的のために保証されているのである」と証言している。

## (四) 二・一三誘発革命と第四段恐喝詐偽隸從

民政局の報告書「日本の政治的再編成」中、憲法の節の前半に於て、マッカーサーは一時正常心を示し、「外国人支配」に陥ちいるなからんことを期している。その後半において、彼は情け無用の野心を燃やし、彼の法体系即ち「自由アジアの大憲章」を戦勝法典碑として後世に遺さんとする邪道に迷い入るのであるが、この部分を叙する民政局の筆致にはグルーの敵にまわつたマックリーシュの口吻と共通のものが窺はれる。そこからマッカーサー・マックリーシュ精神は導き出されたのであるが、かくてはマ憲法が全く東京限りGHQ・GSの精神に孕まれた事実と扞格するが故に、マッカーサー・マックリーシュ精神はこれを撤回する方がよいと考える。

然るときは、前篇中で既に充分に立証された二・一三誘発革命と第四段恐喝詐偽隸從とは、改めてこれを定着せしめ、「新に佐官級、八月革命説」を以つて宮沢・八月革命説に置き換え、それに「第三段・誤読隸從」を附属せしめねばならない（拙稿、憲法調査会の躓石を指摘し、非日教授官僚グループの存在に及ぶ。憲法研究第五号、一一五一二四頁）。

## (イ) 佐官級八月革命説と第三段・誤読隸從

佐官級・八月革命説は最近発表のラウエル文書第五の第一則に「日本国民の自由に表明せる意思に従い平和的傾向を有し且つ責任ある政府が樹立されること（ポツダム宣言第十二項）このことは主権が国民にあることを意味する」と表現されている。本文書は一九四六年二月十二日附（筆者註、同文書第八との比較考証上、この日附は四日に遡るべきだ）スウォウブ、ピーターエイズ三佐連署、行政課長ケーディス大佐宛のもので、課長は「右文書を精読し、

承認する」と附記している。仍て正確に「三中佐・八月革命説」と呼称しても差支えない。この説は一月四日附のラウエル文書第八の中では、國体に触れた部分で「現行憲法における天皇の権限と權利に関する規定をくつがえし、主權を完全に國民の手に与え、天皇の役割は社交的君主の役割のみとされること」と規定してあるのに、法的根拠を与えるもので、その日附形態内容から考えて、まさに八月革命説の本元正系である。

三中佐の佐官級・八月革命説の存在は、極秘ラウエル文書第五の公表により、始めて世に知られた。その事に依つて宮沢の八月革命説は、その八月末という日附から見て、公表し世を欺き、本元正系のものの存在を隠すアリバイ工作的偽装にすぎないことが知られる。即ち三中佐のものはポ宣言第十二項が、革命そのものだと主張するにあつて、「人民民主読み、逆さ読み、アメリカン・ボルシェヴィズム読み」の奇狂倒錯を隠していない。これに反し、宮沢・オップラーのものは「ポ宣言の受諾が國体を変革した」と前者を拡大し曖昧にした上で、その創意を日奸売降者宮沢某になすりつけ、同胞にかかる解釈も、マ憲法も共に日本人の自家製だと思いこませる奸策である。さればにやマッカーサー自身も茲での佐官輩も、行き過ぎ、誤謬を感じてか、自信を喪失してか、社交上の象徴天皇と元首天皇との間に彷徨している一面が観取される。ラウエル文書の日本側移譲さえも、そのことに関係があるのでなかろうか。扱て宮沢八月革命説に関しては、筆者は拙著「新憲法・その虚構と眞実」中、二十点を挙げて、これを徹底的に撃破撃滅しておいた。<sup>(7)</sup> 両八月革命説の近似性の故に、その二十点が僅少の修正を以て佐官級八月革命説にも適用出来ることは頗る欣幸とせねばならぬ。修正の一例をあげれば、その第一点には「オップラー宮沢覚書」とある次に「ラウエル文書第五、またわ三中佐覚書」と加えるだけで茲にも全く有効となる。爾余の点は略其の儘で活用出来る。仍て

筆者の立場からは、佐官級・八月革命説も亦徹底的に撃破撃滅されていると宣言出来る。

もありながら、茲に顯著な点だけを採録すれば、後日の改憲訓令 SWNCC-11-8号中に、天皇制存廃の択一が当然日本国民に委ねられるとあって、八月十五日に誘発共和革命が起り、國体が変革したなどとは夢にも思い及ばない」とある。ポ宣言のグルー原案第十二項には始から「日本国国人を代表する平和的傾向を有し、責任ある政府」とあって、且つこの政府が「現皇統下に於ける立憲君主制政府」を含んでよいとある。「代表する」と「自由に表明せることに従い」とは因と果と表現を異にしても、内容まで異にするものであり得ない。だからこそ、グルーに従えば降伏が皇統の潰れることを含まないといふ点は、ポ宣言確定案文第十二項の文句にさえも、明確に含蓄されていたのだ。その大恩人は“*To scrap or to bypass the institution of the Throne, I can see only chaos.*”と語っている。請うこれを祖国の現状に徵せ。グルーと同心一体のスチムソンは、天皇制の為に焦慮し斡旋したこと前述の如く、八月十五日の日記には、バーンズ回電に關し全日日本人を安心させたと書いている。その同日に三中佐はわが祖国の國体が、右第十二項故に変革したと書いている。政治家が優先するのか。チンピラ軍人が優先するのか。この回答は彼等が作った新しい憲法の文言中にある。由來アメリカに於て、米国人はいるが、米国民族(註8)はないとされる。ハルの政治史的土壤の上では、「ピープル」は非民族的共和主義、革命的人民民主、主権在民を包摂し、その國際的投影は、アリカン・ボルシェヴィズム即ち人民自決主義 (“principles of the self-determination of peoples”)として發現する。かかるアメリカノロジーの飛沫をわれわれが浴びたとの証拠として、憲法調査会の「日本国憲法制定の由来」(時事通信社版一五頁)には唯一度「人民自決の原理」と見るだけで、民族自決主義は一度も登場しない。かかる

危険に倒行逆施してこれを排除せんがためにイギリス修正案は“Japanese people”を本国乃至日本民族と修正し、アメリカ人に垂教したのである。

噴飯に堪えないことは、佐官級がこの垂教を受け容れ、自ら実践していることである。新憲法前文はハッシイのお筆先で、その第三項だけはハッシイとホイットニー両人のお筆先である。兩人はわれわれ同胞に普遍的政治道徳の法則を守るよう教えるのであるが、その際、マッカーサー原案には三度ピープルとあったのを、三月六日の要綱案では三つとも、ネーションに変えている。

著者が三中佐の八月革命説の誤謬を発掘し得て、それを撃破撃滅し得たことは寸毫の疑もない。けれども彼等の兇刃が振はれ、天壤無窮が有窮とされ、理不尽にも皇位制が共和国の借家人にされていることには何の疑もない。民族の大義と国の大本が紛更されて、救ふに由なき祖国の現状を見よ。これがグルーの予言したケーオスでなくて何であるか、筆者は茲に誤読隸從の存在を確認し、宣言せざるを得ない。然るときは、われわれは第一段・宣言への合法隸從、第二段・押しつけの無条件降伏への隸從、第三段・誤読隸從、第四段・恐喝詐偽隸從、第五段・幣原總理への懷柔隸從に屈し続いている。筆者はこれ迄、四段隸從に就て語り、本誌第四号では恐喝詐偽隸從を京明にしたが、茲に改めて五段隸從を列举し同胞に示す。

### (二) 七重、八重にも無効の偽似・贋品憲法

右第四号誌上、偽似憲法の五重に無効たることが説かれた。更に今、第六に押しつけの無条件降伏が前提されていることが新憲法を無効ならしめる。第七に新発掘の誤読隸從が新憲法を無効ならしめる。第八に既にポ宣言に違反せ

る SWNCC一二八号・改憲訓令に違反し、それに基づいていないことが新憲法を無効ならしめる。本年元旦筆者が八度新憲法を神前に焼棄したのは、この信念に立てる学者の実践としてである。

アメリカはニクソンを派して、第九条に付陳謝したが、それは第一条を含む全憲法に及び、その新憲法とマッカーサーの否認に及ぶべきであった。第九条とマッカーサー・吉田両人の護憲がアメリカの最悪の邪魔となつて来ている。ロバートソンは明に改憲を望んで池田勇人に改憲には何年かかるかと尋ね、池田の特使の遁辞に接している。<sup>(註9)</sup> アメリカが新憲法を吐血絶命さす程の影響力を持つ極秘ラウエル文書を日本側に渡したのは、その含意知るべきのみ。

## 六、僭主私陛下と憲法的植民地

筆者はGHQが伏魔殿で、妖怪変化（へんげ）の住家であることを指摘しておいた。例えは新憲法は日本人の自家製で、仍てマッカーサー草案は不存在とされている。その不存在の建前を今一度念のため変化の一人ウイロービー少将に徵しよう。マッカーサーの側近十年の主任情報官と名乗るこの小妖星は、制憲の中核に付、次のように嘘、混線、顛倒をこねまぜた「奇妙きれつ」の傑作を書いている。

松本博士が「ある西洋のばらの花は、日本に移植されると、その芳香を失う」と説示したとき、マッカーサーの三原則に応じることで、内閣が危機に見舞はれた。内閣の態度は「天皇陛下が何と仰せになるだろうか」との恐懼に窺われた。遂に幣原總理と吉田外相が天皇裕仁に拝謁し、その意向を伺ったとき、兩人は天皇御自身がマッ

カーサーの全提案 (“all the MacArthur proposals”) ばかりでなく、皇位制から一切の政治的権能を奪う如きのまでも、支持すると聞かされて、暁然とした。天皇はホイットニー民政局長の報告書に謳われてある「庶民の圧制を去り、自由に就かんとする焦慮は窒息せしめられず、反って勝鬨となつた。日本国民は眞の民主化に見参せんと解放を迎えた云々」に感づかれていたのだ。かくして一切は予定の軌道に乗り、民政局長は比較的容易な航行を続け得た。ホイットニーは世界主要国の憲法典を集めた。次に合同した日本と最高司令部の専門家が、諸憲法の比較分析を行い、全く新しい憲法草案書を作成し、それが旧憲法典の改正案とされた。(Willoughby, MacArthur, pp. 335—336.)

マッカーサー側の言葉に従えば、新憲法第九条は幣原のもの、その全体たるマッカーサー案は右の如く不存在で、仍て新憲法はアメリカ側や、連合国側とは風馬牛絶対に無関係である。但しわれわれはルイ・モートンと共に、マッカーサーを彼の行為(deeds)に依つて記憶せねばならない。その行為は第九条も全体もマッカーサーの欽定である」とを示している。<sup>(註10)</sup>世界一の自己中心主義者、アジア最大の権力を個人の手に握つたと自負し、トルーマンを蔑視して、最悪の邪魔物と貶し、「自由アジアの大憲章」を戦勝法典碑と立てて、吉田茂に定着を下知し、「情け無用の野心」を爆発させた男は、僭主陛下「個人的支配者」たると疑を容れず、その僭主意識がかかる印度人のマッカーサーに奉つた「仁慈なる陛下」、……王冠を戴ける日本国国王」となつてゐる。

個人優先はアメリカの國体から來つていて、文官優先がききめを示し得ない。マッカーサーは「ミッソ提督が太平洋で、ウイローポーはアーノルド大将が第一空軍団で私戦争(“private war”)を戦つたと見てゐる。ワイルズは民政

局員が縄張り内を私有帝国と見ていたとなした。日本占領が“private occupation”であったとも、具眼者には容易にうなづける筈だ。

僭王私陛下の道徳的侵略征伐を盛った欽定憲法を奉ずる一億万人が何で日本民族なのか。彼等總あきめくら「嘘の繭の中の蛹」は永遠の兇敵の憲法的植民地に住むバラバラの世界市民で、決して彼等の共同体を構成していない。宣言の立案者の日本民族の大恩人グルーは、自分の日本国体護持の悲願が成らないならば、混沌が支配すると予言した。今その混沌が人々の面前に展開している。あり得る抵抗は戦力なき日蔭の軍隊、安保条約等非マッカーサー・吉田体制の実力あるのみだ。具眼者から見れば、マッカーサー憲法は共和制とソヴィエチゼーションを含み、スタークン、毛沢東に、この砂の如き一億万人の領民を革命の肥料として捧げている。日本はこれでよいのか。「これ」とはマッカーサー・吉田体制を指し、それではいかんことは明かだ。

凡そマッカーサーが僭主であることの立証と、新憲法が無効であることの立証とは、同一事物の表裏をなし、一方の証明が完全なれば、他方はそれに隨順して来る。筆者は双方の立証を各完全ならしめんとして、反って混雜を招いている。但し改憲特別法たる SWNCC一二一八号に付一言を費するならば、本訓令は八月革命説の手法による国体の破壊を決して許しておらず、マッカーサーに戦勝法典碑を許していない。(イ)民族自決主義に基く民族基本権、改憲案の起草採択権、天皇制存廢の択一権の否認、(ロ)押しつけの無条件降伏の極限的エスカレーションによるデベラチオ状態の現出と憲法制定権を含む主権の篡奪、(ハ)人民民主共和制読みの誤説隸從を押しつけての誘発革命を通じての共和制内の借家人・社交的君主への封冊、(ニ)信託の法理、広汎な民主主義の原理、他国を無視してはならない等々の普遍

的政治道徳への違反などが海賊的僭主の国際的犯罪を構成している。この犯罪の訴追が兇敵の生前特にその被免直後に行われず、遂にそれが完全犯罪となって蒸発し、あまつさえ、人獸妖怪が大恩人救主として聖域を清めて奉祠され祭主吉田秦桧、宮司高柳帮間によりかしづかれているのを見るは、悲惨ミゼラブルと云う外はない。

### 七、吉田茂、ホイットニーとなり、秦桧と化す

マッカーサーは演技過剰、けばけばしい軍人、余りにも危険な人物の故に祖国に於て嫌はれた。この世界一の自己中心主義者が大政治家、大行政家として日米の竹帛に名を垂れんとし、情け用捨なき野心を抱いて日本にいり込み、トルーマン大統領とその側近とを最悪の邪魔物と呼び、仍て新憲法のマッカーサー草案を不存在と建て、第九条を幣原総理の提案なりと、ごまかし、いつわり、その逞しき横柄な構えを恣にするに於ては、彼の禍心が何等かの点に於て核爆発を起すは期して待つべきであった。そして見た來り帝国憲法がその爆心地に撰まれた。彼はボ宣言実施委員長たるの信託を蹂躪し、海賊的、僭主に堕して、かの藏品憲法とその「外国人支配」を祖国に着せ、曳てその途端に余の發掘にかかる「世界史上最大最多最明白、最兇最惡の嘘の山」を築いた。

恰もガンサーの所謂「沈黙の陰謀」でも存在するかの如く、或は又「客観的な見方をしてもいつこうに困らない立場」にある人はいないかの如く、筆者の鋭き科学的剔抉を除く外、大兇敵の嘘その犯罪に就て語る者嘗てなく、明白なる犯罪は蒸発して完全犯罪となり、立消えとなつたばかりでなく、反対に奇怪にも大恩人、救主神の子、大天使の

讃歌が、吉田茂乃至その亞流に貫して代表した吉田茂が「負け  
つぶり、篡奪されつぶりをよく  
の憲法の番犬となり、日本人の  
吉田語録に従って解説しよう。

芦田内閣の倒壊後、民主的ル  
イットニーが山崎猛首班といふ  
吉田内閣は絶望だとの流説が飛  
い、「私がまた局に当ることに、  
を親吉田と示した。その彼の答  
吉田が、自分が首班に挙げられ  
六十九条による不信任決議が昇  
えた。すると、マ大将は、「野  
に指示し、その上の SCAPIN

これより以前、吉田茂が M.  
匹の「土下座して平身低頭する。

で、日程に記入済の」とあり、吉田には珍らしくも、何でもなかつた」とを。それだのに、吉田は伏魔殿に於て魔王と宦官がチグハグに示す前記の出来事の深い意味を意識の上に瞭解していない。それは恰も、吉田の外遊が引退の花道になることを彼一人が知らなかつたと同一轍である。吉田の阿呆ダラ経の一「大磯隨想」には“*There should be a limit set to gullibility*”、と殊勝なことが書いてあるが、この男の「驕おれ易き」には絶対に底がない。それがマッカーサー一人だけに対するものとすれば事は愈々重大だ。

さてホイットニーが何故に第一の「寵臣」かと云えば、彼こそマ大将の示唆が、即ち命令である」とを、最もよく知つて迎合したからであること、ガンサーの記述する通りである。寵臣は昭和二十一年一月十三日に、吉田外相、松本国務相の兩人を威嚇し（恐喝詐欺隸従のこと）、マッカーサー草案が鵜呑にされないなら、草案を直接に国民に訴えると出放題（彼の言葉では *gamble*）を云つた。彼はその後この出放題に付、マ大将に越権を詫びて、赦免を請うのだが、するとコートよ、お前が私の為にやつたことを咎めるものかと、慰撫されてゐる。この寵臣藤吉郎が、トルーマンとその側近を「最悪の邪魔物」と呼ぶのも、勿論ボスの主人公に阿諛迎合し、代理しての」となのだ。このぐるになつた水魚の如き主従は二六時中、室を隣りにし、真夜中でも連絡している。モーレンは二人を“one and the same person”と呼んでゐる。他面内幕を曝露するガンサーに従えば、マッカーサーは末梢の仕事を愛好して手許に保留し、些細なルール（*irregularities*）を玩弄し、例えば遠来の客の場合、帝国ホテルでないなら、どのホテルにするかまで指図した小心翼々たる人物である。この名題の「俳優」が、「仮借なき野心」を伸べ、「お芝居狂言」を述べていふ所に、矛盾するマッカーサーの「親吉田」と、ホイットニーの「反吉田」が、狎れあいの上で、吉田にしかけた

異、陥穽で、吉田の首に環をはめて、骨の髓まで、忠犬ハチ公にする奸策、吉田が現に純忠赤誠を捧げて、いとも立派に演じているように、マツカーサーを大恩人、救主、神の子、大天使と讃仰させる手品でなかつたと、何で云えるのだ。当時のG H Q・吉田茂・与野党全部一致の鶴の一声による解散を世間では「馴れ合い解散」と呼んだ。あきれたことに、壳降者吉田自身は、敵味方と政府と与野党と自分との五者の間に狎れ合いは出来ても、マツカーサーとホイットニーの間には、表見の矛盾が続くだけで、狎れ合いは成立しないと百分百信じこんでいて、マツカーサーが自分とホイットニーとの間の相剋に気づかぬらしいとしている。かくの如くにして、吉田は最後までホイットニーと仲が悪く、羽田に於て永別のとき、ホイットニーが“God bless you”といつたのに、吉田は“God blame you”と言おうと思つたが、卑怯にもやめたとのことである（宮沢喜一著、東京ワシントンの密談八四頁）。

白洲氏はホイットニーが呼びつけで“hard policy”に移るぞと、虎威を示したときに、彼のお芝居に気づいていたが、それが畢竟、ボス・マツカーサーのための芝居狂言(historionics)であることに気づいていない。これに反し、一官僚に過ぎなかつた宮沢喜一氏は犬猿の間柄のマーカットとホイットニーとの両人が一致の行動に出たときに、炯眼にも、その背後にマッカーサーがいると看破した（同上、六五一六七頁）。その彼は、天晴れ、ホイットニーのお芝居にも充分に気づいていた。彼は、見て來た通り、自分を立派な國士と示し、マツカーサーを「新しい天皇」、「雲の上の存在」「神聖にして犯すべからざる存在」、「昔のプロシヤ皇帝」と罵倒さえしている。然るに敗戦成権の吉田・政権慾亡者は、迂闊にも異にかかり、前記の歌舞伎劇など全く見落し、「新しい天皇」に「狂信的尊崇」（ガンサーの言葉を）傾け、ワンマンとして、独り望月の欠けたることもなき満悦にひたり、「余りにも危険な人物」が「仮借

なき野心」に駆られて、悪虐非道の極致を演出しているとおなじ、負けたりをよくするといふ「原則」(!) を奉行し、大兇敵にして且つ兇惡國際犯罪人を大天使、大恩人と讃え、「典型的アメリカ人」としてその「本質的善意」を敬謝し、それを同胞に押しつけている。茲にマッカーサー主従の籠絡がきき口を現わし、売国奴・吉田・秦桧・ホイットニーの誕生を見たことは、続く一切の結果がそれを立証している。

以上の発展の惨憺たる結果は、愈々マッカーサー僭主國とその欽定憲法が一億の無国籍人の血肉として定着し、個人的支配者即ち僭主自身が初心では不可とした外国人支配 (alien rule) の下で、日本民族・皇位・國家の三位一体が全く永久に疎外され終つたことである。その惨憺たる結果とは、個人絶対優先という点で、マッカーサーと同類項のオズワルドの亜流が、全学連を先頭に廣汎な社会破壊 ("extensive social wrecking") に出動し、公々然と革命を虎嘯するに至つたことである。筆者が剔抉し尽した「世界史上最大最多最明白、最兇最惡の嘘つき野郎」の嘘の山が物語る大兇敵・新しい天皇・私陛下の國際的犯罪が、被害者側の負けっぱりよくし、騙まされっぱりをよくし、主権の盜まれっぱりをよくする協力により、悉く完全犯罪となつて蒸発して、消えていることである。全吉田語録は、その著者がマッカーサーとその憲法の番犬だと自白せずとも、宮沢氏の吉田の腹中に就ての「憲法改正など考える政治家は馬鹿野郎だ」との量感ある一語を集中的に不動に、裏書しているのである。俐巧野郎の吉田が、改憲など夢想もせず、実は護憲の最尖端、社共の先頭にいることはいう迄もない。

多分に公用族として新橋に阿嬢と戯れ、総領事公館に蓄妾さえした吉田茂には國の大本が立ちおらず、幣原翁と違ひ、民族的大節が呑み込めていない。婦女子を交えた側近政治を好み、一見して最高次の憲法善後問題を一存にて処

理し、ブレーン・トラストを置かず、仍て経済成長という招かずして至る一皿の野菜に換えて、相続権を売渡したイソーようなことをして遂に覺らずにいる。同期生の武者小路公共が吉田を取り立てて「頭の悪い男」と評した言は決して世人を欺かない。臣吉田茂は神宮皇學館総長で、何人も保守の最右翼と思うだろう。他方大内兵衛氏は、共産革命でもあれば、便乗して、ゴルキー、カリーニン位に対遇されるマルクス・ボイド、マッカーサーを含めての民政局即ちアメリカン・ソヴィエトには充分気に入つただらう。農林相に迎えた意中の東畠教授一氏はGHQ内の情を知り、農地改革に先きんじて所有農地を処分し、仍てアメリカン・ソヴィエトの気に入つた人物だらうが、大内と一所なら入閣するというや、吉田はその居を訪うて叩頭し、進んで大蔵大臣を提供し、嫌な人物あらば、閥僚よりはずしてもよいとまでへり下つた。大内は謝つたが、彼にトロツキー位の野心があつて入閣したなら、この時既に過激派を含めたケレンスキイ内閣が出来ただろう（四十二年十二月号世界誌、日本を決定した百年八七一九一頁参照）。

マッカーサー・吉田体制下で、権力の細片が赤の手に渡り、高野岩三郎がN H Kを牛耳り、その会長室で全統計事務が吉田から大内に委ねられ、九大に拠つた向阪教授が三池を赤化し、京大の井上清や、その亜流が民政局の意図を繼承し、下劣極まりなき天皇誹謗の先端を切り、革命を煽るが如き、皆な吉田の責任に帰せられざるなく、彼と彼の内閣をアメ創カン・ソヴィエトの饗に倣うジャペニーズ・ソヴィエトと呼んでも、決して過言ではないだらう。現にかく解すれば現状の総鳥瞰図、ペースペクチーブが得られる。吉田が社会党その他の反対党的育成と新憲法の定着を一所くたに望むを見れば、全マスコミの赤い満潮さえ、決して吉田に無縁ではなく、炯眼の士は、吉田が日本赤化にもひと役買つてゐる点を、決して見落してはなるまい、と信ずる。祖国に烈士、眞眼の士さへいるならば、その眼に映す

る吉田は、唯幅の広いオッポーチュニスト、タガの腐れ落ちてバラバラになつた桶である。

スター・リンの官場は、百十億弗の無償贈与を受けるのに唯猜疑一色であった。筆者はその態度をマッカーサーに向け、彼の嘘の山を発掘し、三枝テーシスに行き着いた。それはモートンのマッカーサーは言葉でなく、行為によって記憶せよという符節を含する。幫間高柳がそうであるように、吉田茂一底の知れない程騙され易い小原庄助一は同胞にマッカーサーを、その言葉のみで記憶せよと押しつける。マッカーサーが国民と皇室との間柄を「理想的な姿に存続させる」を狙つたと吉田は押しつけるが、余は二重誘発革命、誤読隸従、天壤有窮、共和制下の借家人天皇を以って対決する。「総司令部側が口癖のように」「外部からの干渉に先手を打つて」「天皇制護持を図つた」「四隅の情勢から強制された」マッカーサーの山の如き善意好意と吉田は受け売りするが、余は恐喝詐偽隸従と二月二十一日のマッカーサーの幣原への言は全部嘘であることを以て対決する。「皇室の存在は依然磐石の重きをなす」と吉田は受け売りするが、余は社交的君主の「零の地位」「政府が上で天皇が下」を以て対決する。吉田が「この間の事情は憲法調査会の調査結果でも明になつたはずである」と幫間高柳の阿諛同調に自信満々たるを見るは祖国の沈滯、乱倫一に茲に至るかと慨嘆に堪えない。筆者は芸者小りんと幫間高柳の旦那、新橋の大尽吉田茂著「世界と日本」九六一九九頁と「日本を決定した百年」九八頁を暗愚と国辱の記念碑と宣言し、日本歴史の前に十全の責任をとる。<sup>(註12)</sup> 読者よ、吉田高柳の両人が、マッカーサーの悪行を隠す「美しい言葉」(ハルゼー提督の言葉)の方ばかりを一方的に偏頗に押しつけ、行為の方は黙秘している習性に活眼を向けよ。海外と被害国日本とで、マッカーサーの評価が正反対に出でてくる原因は、吉田高柳の耳で言葉だけを聞くのと、活眼を開いて、僭主私陛下の行為を睨むとの差異

から来る。

好学の國士至誠の人、幣原喜重郎は、金森に「それを言うのはまだ早い」と答え、「外交五十年」に「生々しいことは後の機会に譲る」と書いて間もなく逝去した。その「それ」と「生々しいこと」が、筆者が剔抉し得た諸事実の全く枠外にあるとは信じ得ない。右の書に「魔力」とあることも注意すべきだ。しかも幣原翁は紫垣隆翁に秘に「韓信が股をくぐる思い」「他日の再起を期して屈辱に甘んずる」と告げている（新憲法第一条を綴る虚構と眞実一二二八頁）。天が寿命を貸したなら、彼は吉田らを引摺り、マッカーサーの私有占領の遺物や贓品憲法に大鉈を振い、国歩を正常に還したであろうこと、火を賜るよりも明である。吉田茂は一度は「平身低頭する猿」を思いながら、この咽に刺った骨のような代物に聊も拒絶反応を示さないのみか、いかにも日本人のホイットニー、忠犬八公らしく、由来象徴という考えは誰の頭にもあった、この憲法のどこが悪い、皇位と国民の関係が理想的・俐巧野郎の吉田が何で憲法改正など考えるものかと構えていた。この男が世に出て権勢を恣にしたのは、鳩山一郎が追放されたこと、鳩山、河野一郎、三木武吉の三人が個人的に第一の意中の人・松平恒雄を知らなかつたことと言う二つの政治的偶発事に原因している。恩人・信託者鳩山には「惡魔」（鳩山の言葉）となつて対し、幣原を最も「外務省的」即ち馬鹿正直と貶し、兩人を消し去れば、昭和の鎌足公兼博文公は、吉田の独占に帰する。既に忠犬八公となり、純忠赤誠をマッカーサーに捧げ、お蔭で望月の欠けたることもなき権力の附属物を満喫し、再軍備と新憲法の定着をマッカーサーに献上した以上、大恩人マッカーサーを天智天皇兼明治天皇に高めるも亦快ならずや。吉田の心意が何とあるうとこの結果は既に視野に登り、定着しかけている。ウィローピーは日本人を従順、幼稚、驕われ易い（docile, native, gullible）と発

見し、マッカーサーは邦人を勝者に媚びる国民と発見したが、吉田以外に効果的な該当者はあり得ない。即ち吉田は負けっぱりをよくすると号して、マッカーサーに積極的に協力し、全部の嘘の山を被害者側に引受け、吸いとり、国民にマッカーサーの嘘の言葉のみでマッカーサーを記憶するよう押しつけ、国民を「嘘の蘭の中の蛹」にしている。吉田は一度、ホイットニーにマッカーサー草案を不存在の建前とするよう請い思ふ壺に嵌りて許されている。この一大事は民族皇位国家に報告されず、この國賊は野次喜多同然に振舞つてゐる。祖国の倒錯は大勲位・吉田茂・秦桧など言わんも愚かである。これ筆者が誓つて彼を筆誅し、死して後やまと期する所以である。

人盛んなれば即ち天に勝つとや。勝ち誇るマッカーサーリズム即ちマッカーサー・吉田偽瞞体制の祖国に君臨している姿である。かかる一切は、董狐の筆を用うれば、悉く吉田茂の責任に帰する。天定つて而して後人に勝つとかや。アメリカに於ては完全なる非マッカーサ化（筆者の云う“complete De-MacArthurization”）は、既に遂げられている。自民党鳩山派は右体制を「罪惡」と極印し、改憲の灯をともした。それらにもまして、三枝理論は、高柳憲法調査会の「日本国憲法制定の由來」（憲法制定の経過に関する小委員会報告書）を擊破するの功を奏し、この一挙は全吉田語録を席捲し去り、民族を蔽う妖雲を一掃するの歩武を進めている。天下眞眼の士、願くは起つて、余と靖獻の志を頒ち、天行の健なるを補翼せられむことを。

## 八、結論

怪傑スター・リンは、「言葉は一事、行為は別事、善言は悪行をかくす手段に過ぎない」と云つた。M・ボールが「将军の言葉は信じ難い」と云い、L・モートンがマッカーサーは「言葉ではなく、行為に依つて記憶せられるべきだ」と云うとき、それらはスター・リンの言葉がピッタリ大凶敵・僭主・私陛下に適用されることを明示している。辯間高柳が、日本の降伏は俗説的には無条件降伏であったと云うとき、それは実相を離れた嘘であることの告白を意味し、同時にそれがマッカーサー・吉田偽曇体制—不俱戴天のマッカーサリズムの本体で卑王抱魔体制—の一つの柱であることを示している。最近までその歌舞伎劇(historionics)体制に気づくに至らず、専ら高柳・憲法調査会報告書の誤謬とマッカーサーの嘘として筆者が発掘して世に示し得た嘘の十二主柱—三枝テーシスの結論—を摘記すれば次の如くである。

#### 一、第九条幣原創意提案説の嘘

一、幣原總理が全閣僚をマア騙したとしている嘘

二、押しつけの無条件降伏説の嘘

四、親日性ボ宣言は天皇制維持を保障していないとの嘘

五、マッカーサー草案は「四隅の情勢」「天皇制の存続を望めない情勢」から強制されたとの嘘

六、マッカーサーが「先手を打つて」天皇制維持を最終的に決定した民族と皇室の大恩人であるとの嘘

七、現存の原動力と誘發革命を前提しながら改正と継続性を云うの嘘

八、宮沢・八月革命説のアリバイ工作と佐官級・八月革命説の誤謬

## 九、マツカーサー草案を秘匿し、不存在の建前としている嘘

一〇、「慥に不滅でない」「社交的君主」に貶しておいて「磐石の基礎にある」と「傲慢に誇示」するの嘘

一一、わが国の主権を篡奪した敵将僭主私陛下の国際的犯罪の結果たる不真正文書を日本国憲法と称するの嘘

## 一二、北海道の安泰をマツカーサーに帰するの嘘

これらの嘘の柱には、それぞれ多くの枝葉が附着しているので、筆者が「世界史上最大最多最明白、最兇最惡の嘘」を云うたのは、充分に現実的である。ラウエル文書第五を得て茲に発掘し得た第三段・誤読隸從を含めての五段隸從は前記十二本の柱の確実な裏づけである。今やアメリカに於ては、非マツカーサー化は完成せんとしている。それだのにマツカーサリズムの慘害を悉く身に帶びている祖国に於ては、大勲位・吉田茂・売国奴への百雷の阿諛、台風の讃歌が、番犬吉田のマツカーサリズムの純粹結晶と一つになつて一億のあきめくらを風靡し、永代征服しようとしている。伏魔殿の妖怪はマルクスの妖怪と手を携え、愈々祖国を横行闊歩し、前記十二本の嘘の柱を親柱とする淫祠に遷座され、魔憲法と共に祭主吉田、宮司高柳にかしづかれて、永久に日本に定着し、祖国を呪い続けようとしている。日本民族の國がこれでよからう筈はない。マツカーサーの悪行たる「非眞実の陥穿」のドン底に吉田大勲位、高柳勲一等がいて同胞を陥穿深く引摺り込んでいる。満天下の憂国具眼の士、請う起つてこの偽瞞体制撃滅のため、筆者と研究を共にする努力を惜むなからんことを。(憲法研究第五号所載、拙稿憲法調査会の躰石を指摘し、非日教授官僚グループの存在に及ぶ。第十節躰石の第九「回想十年」その他吉田語録とその完全無欠のマツカーサリズム、参照)。

## 註

1 三枝埋論を構成する筆者の全論稿は次の如くである。

- (1) 憲法第九条の歴史的真実は泣いている（外交春秋九五、九六、一〇一号）。
- (2) 憲法第九条、その真実の創意者（憲法研究第二号）。
- (3) マ元帥の嘘、第九条幣原提案説を破却す（大凡第四輯）。
- (4) 新憲法第一条の真実も号泣している（外交春秋一〇五、一〇六号）。
- (5) 憲法問題に關し全国民の猛省を促がす（外交春秋一一四号）。
- (6) 祖國のボ宣言受諾は有条件的である（外交春秋一一九号）。
- (7) 憲法調査会に対する質問書（昭和三十九年五月、憲法調査建議会の為に）。
- (8) 真実を擁して全人類即ち文明と良心に上告する（外交春秋一二四、一二五、一二六号）。
- (9) 新憲法第一条を綴る虚構と真実（憲法研究第三、四号）。
- (10) 新憲法・その虚構と真実、附録・オップラー覚書の全訳（一応の初步的集大成）。
- (11) 妊雄マツカーサーを讀破し、回想記・憲法の節の偽瞞に照明をあてる（外交春秋一三〇号）。
- (12) ポソダム宣言の最高責任者及び主役に寄せる公開状（外交春秋一三三号）。
- (13) トルーマン大統領の断、不服従のマ大将を馘首す（外交春秋一三五号）。
- (14) 慈眼日本人を見たグルー大使とポソダム宣言（外交春秋一三八号）。
- (15) 降伏達成に皇位制を賭けたスチムソン陸軍長官とポソダム宣言（外交春秋一四〇号）。
- (16) マツカーサーと阿諛者に痛い新旧資料（外交春秋一四五号）。
- (17) オップラー覚書とラウエル文書第五・第八など、附解説（外交春秋一四八、一五〇、一五三号）。
- (18) 憲法調査会の躰石を指摘し、非日教授官僚グループの存在に及ぶ（憲法研究第五号）。
- (19) 占領政治における三人の主役、M・ボール手記の大意と解説（外交春秋一六一号）。

(イ) 平和憲法か、革命戦争憲法か（政治刷新、昭和四十三年一月号）。

(ア) 真説・新憲法制定の由来（國立館大學・政經論叢第四号）。

(ラ) ルイス・モートン稿、軍服の自己中心主義者（外交春秋一六四号）。

2 憲法研究第二号所載、憲法第九条・その眞実の創意者。憲法調査会報告書「日本国憲法制定の由來」を駁辟し、マ元帥の幣原創意説を破却す、四二一四五頁参照。

3 抽著、新憲法第一条を繞る虚構と眞実、七六頁参照。

4 抽稿、憲法第九条その眞実の創意者五〇頁。外交春秋一四五号所載、マッカーサーと阿諛者に痛い新旧資料、一三一一六頁。

5 抽稿、新憲法・その虚構と眞実、九一一一頁。

6 イギリス修正案が、マッカーサーとその憲法の聖域に入りこむことは、この聖域の冒瀆となるので、高柳・憲法調査会は構えて、その全文とチャーチルの提案理由陳述を削除している。そのことは即ち筆者が努めてイギリス修正案を世に紹介する所以である。右イギリス修正案の全文は次の如し。（英文案は憲資・総第五十五号、英文の部四一一四二一頁）

### 米 国 原 案

第一項、日本国国民（Japanese people）

同上、日本国（Japan）

第四項、無分別なる打算に依り、日本帝国を滅亡の淵に陥れたる我儘なる軍国主義的助言者の指導に日本国国民が引き続き盲目的に追従すべきか又は理性の経路を日本国国民が履むべきかを、日本国国民（the Japanese people）が決定すべき時期は到来せり。

同上、：：迄は連合国の指定すべき日本国領域内の諸地點は吾等の茲に指示する基本的目的の達成を確保する為占領せらるべし。

第十項第二文、日本国国民の間に於ける民主主義的傾向（democracy）の達成を確保する為、必要なる範囲に於て占領せらるべし。

同上、日本国政府は日本国国民の間に於ける民主主義的傾向の

mocratic tendencies) が支持せられ且強化せらるべ。」。

復活強化に対する一切の障礙を除去すべ。」。(The Japanese Government shall remove all obstacles . . .)

第十三項、吾等は日本国民及日本國に於ける権力者が……要 同上、吾等は日本國政府が……要求す。

求す。

7 拙著新憲法、その虚構と眞実二九九—三〇四頁、新憲法第一条を繞る虚構と眞実五〇—五三頁、参照。

8 每日新聞、一九六七年二月十二日号、十九頁参照。

9 吉田の特使たる池田の返事は「自分は憲法が簡単に改正出来るとは思わない。仮に衆議院が改正する気になつても、参議院議員の任期は六年間、今から二年半は絶対に問題にならない。二年半たつて改選があつても、どうなるか分らぬ」。宮沢喜一著、東京ワシントンの密談、二一七頁。

10 現実を云えば、新憲法第一条と第九条はマッカーサーのお筆先、前文はハッサーのお筆先、但しその第三項だけはハッサー・ホイットニーのお筆先、第九十七条はホイットニーのお筆先、残りの淳はホイットニー・ケーディス以下二十人のチンピラのお筆先、そして又全体が大ボスのお筆先と云うことになる。

11 憲法研究第五号所載、拙稿憲法調査会の躰石を指摘し、非日教授官僚グループの存在に及ぶ、一二四—一二八頁参照。

12 「日本を決定した百年」九八頁には「典型的なアメリカ人」が「その本質的な善意のために日本人の尊敬と協力を得るのに成功した」とある。余は多くの不埒千万なたわ言中、茲を代表的のものとして撰んだのである。